

亀山市選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

令和6年5月20日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今 西 政 和

登録を行う日

令和6年6月3日

令和6年9月2日

令和6年12月2日

令和7年3月3日